

有害役務営業実態調査結果

1 有害役務営業の内訳

〔 上段: 店舗型
下段: 無店舗型 〕

区分	営業形態							計	合計
	J K喫茶	ガールズバー	ガールズ居酒屋	リフレ	見学クラブ	撮影	散歩		
平成28年 5月末	8	13	7	26		2		1	57
				1					58
平成29年 5月末	1	3	6	19	1		1	31	32
				1					1
平成30年 5月末		2	3	18		1		24	25
							1		1

2 営業停止命令

区分	件数
平成27年度	1件
平成28年度	0件
平成29年度	0件

【愛知県青少年保護育成条例（抜粋）】

（定義）

第四条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 五 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。
- 六 店舗型有害役務営業 次に掲げる営業をいう。
 - イ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する役務を行う者に、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるような姿態をさせるもの
 - ロ 個室（これに類する施設として規則で定めるものを含む。）を設け、当該個室において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業
 - ハ 店舗を設けて、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるような人の姿態を客に見せる役務を提供する営業
- ニ 店舗を設けて、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業
- 七 無店舗型有害役務営業 次に掲げる営業をいう。
 - イ 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
 - ロ 客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるように人の姿態を客に見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
 - ハ 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業で、当該同伴をさせる者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

（接待飲食等営業等に係る勧誘行為の禁止）

第十七条の三 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 接待飲食等営業（風営適正化法第二条第四項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。）、性風俗関連特殊営業（風営適正化法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）又は有害役務営業において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- 二 接待飲食等営業（風営適正化法第二条第一項第一号に該当する営業に限る。）の客となるように勧誘すること。

（有害役務営業を営む者等の禁止行為等）

第十七条の五 店舗型有害役務営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 営業所で青少年を客に接する業務に従事させること。
- 二 青少年を営業所に客として立ち入らせること。
- 三 青少年に対し、営業所の所在地、名称又は電話番号その他の連絡先が記載された文書等を颁布すること。
- 2 無店舗型有害役務営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 青少年を客に接する業務に従事させること。
 - 二 青少年を客とすること。
- 三 青少年に対し、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先が記載された文書等を颁布すること。
- 3 有害役務営業を営む者は、規則で定めるところにより、営業所ごと（無店舗型有害役務営業を営む者にあつては、事務所）に、従業者名簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成するものを含む。以下同じ。）を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所、氏名、生年月日その他規則で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。
- 4 有害役務営業を営む者は、その営業につき広告又は宣伝をするときは、規則で定めるところにより、営業所への青少年の立入りを禁ずる旨（無店舗型有害役務営業を営む者にあつては、青少年が客となることを禁ずる旨）を明らかにしなければならない。
- 5 店舗型有害役務営業を営む者は、営業所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

（有害役務営業の停止）

第十七条の六 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、第十七条の三（第一号に係る部分に限る。）又は前条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為をしたときは、当該有害役務営業を営む者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。